

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第六百六十四号

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十四年四月一日から昭和二十四年九月三十日までの期間における鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十四年十一月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

本書ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十四年十一月三十日
号 外 水曜日

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル
火金 時ハ翌日) 昭和二十四年十一月三十日 (昭和四年四月十五日)
号 外 (第三種郵便物認可)

00500

目次

- 一、まえがき
- 二、昭和二十四年度財政について
- 三、昭和二十四年度豫算の収入及び支出の現況について
- 四、昭和二十三年歳入歳出決算について
- 五、シャupp勧告と縣財政について
- 六、縣債、一時借入金及び財産の状況について
- 七、むすび

00501

正誤表

誤

正

一ノ一頁	一、まえがき中 耐乏の中に	耐乏の裡に
二ノ二頁	昭和二十四年度の縣財政について(1)当初予算について中 根分的	根本的
二ノ四頁	2、昭和二十四年度 当初予算費目別財源表中 純縣費總額に対する割合	純縣費總額に対する割合
二ノ六頁	昭和二十四年度 現計予算額分担金及負担金中 当初予算一、九七七、八〇三	一、九七七、八三〇
二ノ九頁	職員新定数表中 昭和二十三年度予算定員に対する新定員の職員数	減員数
三頁	昭和二十四年度収入支出の状況中 二行目各種財源の收入	財源を削除
三ノ一頁	同右九行目中 略述致しました・今後予算	略述致しましたが今後予算
四ノ一頁	昭和二十三年歳入歳出決算について中 四行目事業者の財源にして	事業者の財源として
四ノ三頁	十二行目中 生産資金貸付目標額	生産資金貸付目標額
五ノ四頁	勸告による税目改正案中 入湯税	入湯税

五ノ七頁 十四行目中 災中央に対しても
 同 十五行目中 適用する
 六ノ二頁 昭和二十四年度縣債予定額調中 各欄の円

災を削除
 適用する
 円を削除

一、まえがき

縣財政の状況は昨年五月第一回の公表以來今回は第四回目の公表でありますので、これまでの公表によつて縣財政の状況は概略御了解になつて居られることと存じますが今回は本年四月一日から九月末日迄の期間即ち昭和二十四年度の前半期における本縣の財政がどのように動いてきたかについて、その概要を説明致します。

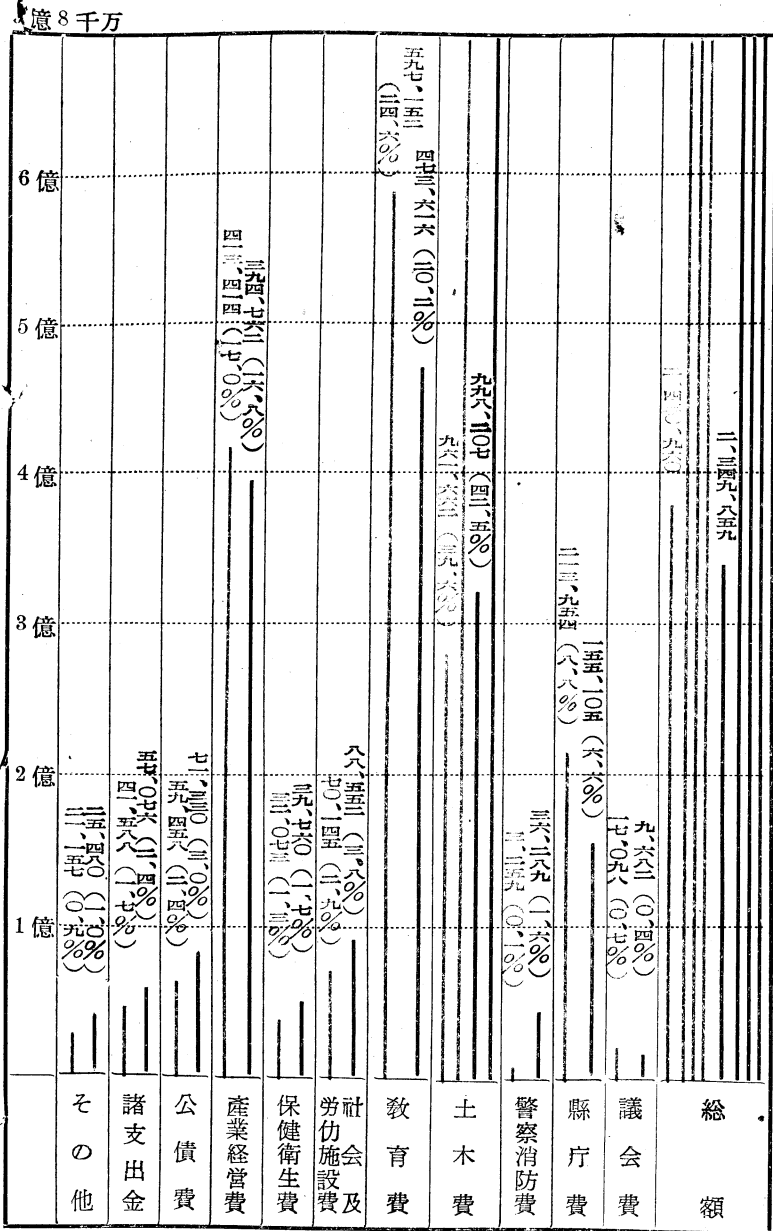
御承知の通り昨年十二月經濟安定九原則が發せられ中央、地方を通じ總合予算の均衡と云ふことが強く要請せられることとなつたのであります。この結果地方財政は洵に容易ならぬ事態に直面したと云ふことが云へるのであります。

即ち國庫予算において地方配付税が予定額の半額以下となり地方債も亦その所要額の三分の一程度に圧縮せられることとなつたのであります。従つて從來のともすれば安易な國庫依存財政とを債財政とはこの際根本的に検討を加へねばならなくなつたのであります。

ひるかへつて縣民皆様の經濟生活は未だ日に／＼耐乏の中におかれつゝあるのであります。日本經濟自立の爲にも亦地方自治権確立の爲にも今後地方財政の動向は益々自主均衡の建前を強化せねばならないのであります。従つて地方財政の運営は益々皆様の直接の負担によらなければならぬこととなつたのであります。

因より縣と致しましても經濟安定九原則の方針を強く堅持して縣財政確立を図りたいと存するのであります。この実現は皆様方縣民各位の絶大なる御支援があつてこそ、始めて可能なのであります。従つて皆様方に於かれましても縣財政が縣民の生活面に及ぼす影響の極めて大きいことを認識せられ縣財政を自己の家計と同様に考へられまして、この公表によつて縣財政がどんな内容を持ち如何ように運営せられ又如何なる動向を辿りつゝあるかといふ

歳出の部



二、昭和二十四年度の縣財政について

(1) 常初豫算について

本年度の豫算は前回の公表において説明いたしました様に四、五、六月三ヶ月間の暫定豫算を編成いたしましたのであります。これは經濟九原則によつて綜合均衡豫算の建前が強く要請されました。國庫豫算についても取り敢えず暫定豫算が編成され、本豫算は根分的に検討されることとなり、従つて國庫豫算に關連する地方稅財政制度の改正、行政整理の方針、公共事業その他國庫補助事業等について見透しが困難なる實情でありましたので已むを得ず暫定豫算の異例措置をとつたのであります。その後國庫豫算も成立しこれ等の諸問題も逐次解決いたしましたので六月縣會に年間豫算を提案しその成立を見たのであります。

イ、豫算編成の方針

昭和二十四年度豫算の編成に當りましては、經濟九原則の趣旨に則り健全なる縣財政の確立に重點をおきまして極力收支の均衡を圖ると共に他面如何にして縣民各位の要望に應え縣民永遠の平和と幸福のための諸施策を圖るべきかについて苦慮を重ねた次第であります。

先づ第一に豫算の統一性と導業の計畫性を保持するため財政の許す限りにおいて年度内に豫見し得る經費は努めて網羅計上し追加豫算の計上を出来るだけ避けることを原則と致したのであります。

第二に經費の生産的効果と事業の重要性とを檢討の上所謂既定經費と云うが加き惰性的な觀念を排して經濟九原則の觀點より重點的且つ効率的な豫算の編成に努めたことであります。

右の二大方針に基き新規事業についても食糧の増産、治山治水、産業の振興、經濟の再建、貿易の興隆、教育文化の振興、保健、衛生の向上、民生安定等に寄與する事業及び縣政の將來に特に影響を及ぼすものと認められるものに限り限定致したのであります。

かゝる方針のもとに編成致しました昭和二十四年度豫算の總額は前年度よりの繰越事業費を合し一般會計二十四億三千九十六萬圓という。

本縣未曾有の豫算となつたのであります。以下この豫算の内容を検討して見ましよう。

ロ、豫算の使途とその財源

次の豫算表で判ります様に歳出に於いては土木費が首位を占め全体の三割九分六厘に達し次が教育費、第三位が産業經濟費、第四位が縣廳費となつて居ります。この土木費の中には災害復舊費が六億八千七百七十五萬餘圓含まれて居りまのすでこれを差引きますと經常的土木費は二億七千九百九十一萬餘圓となり豫算總額に對する比率も一割一分五厘と低下しまして教育費が最高位となります。尙これらの費用の財源を第二表で検討して見ますと獨立税、配付税等の所謂一般歳入の實に四割七分六厘が教育費に使われ次に縣廳費に二割一分二厘が、公債費に八分が充當されて居るのであります。これによつて見ましても教育費、縣廳費が甚しく縣財政の負擔となつて居ることが判ります。尙土木費、産業經濟費等はその大部分が國庫補助金、起債、寄附金、生産收入等の特定收入をもつてまかなわれて居りまして一般歳入の充當は僅少であります。以上の點から考えましても本縣行財政の運営が如何に窮屈なものであるか、御判りになると思ひます。

次に歳入について若干説明を加えますと

毎回申述べて居りますので縣民の皆様もよく御諒承のこと、存じますが國庫補助金、配付税、縣債などが収入の大

1、昭和二十四年度當初豫算表

歳入		歳出	
科 目	豫 算 額	科 目	豫 算 額
1、縣 獨 立 税	六六、〇四七、四七五圓	1、議 會 費	一七、〇九七、八八九圓
目 的 税	三五、七二六、四二二	2、縣 廳 費	二二、三三三、九四〇
配 付 税	五、三三八、三三六	3、警 察 消 防 費	三、三二五、二四三
2、公 企 業 及 び 財 産 收 入	三〇、〇三三、〇〇〇	4、土 木 費	九六、六六二、七〇〇
	四、七七一、九八五	5、教 育 費	五九、七二五、四三三
	〇・二		二四・六
	二七・四%		〇・七%
	一四・六		八・八
	〇・二		〇・一
	二一・六		三九・六

部分を占めて居り、縣の獨立財源であります縣税は僅かに歳入總額の一割四分に過ぎない實情でありまして實に本縣財政は自主性に乏しいと云えるのであります。

こゝで特に御説明申上げたいことは本公表の巻頭に掲げて居ります昭和二十三年度と昭和二十四年度との豫算比較表で見えます様に歳入總額に對する縣税の割合が昨年の八分五厘に比較して本年は一割四分六厘に上昇しこれと反對に國庫支出金、配付税、起債等の國庫依存財源の割合が下降して居ることでありまして、この實態は經濟九原則により綜合均衡豫算の建前がとられましたため國庫から地方団体への財政支出が減じこれを補うために縣独自の財源であります縣民の皆様が負擔額が増加した結果でありまして特にこの點には御留意をいたさきたいと存じます。

3、分擔金及び負擔金	一、九七、八三〇	〇・二
4、使用料及手數料	八三、一八〇、六七八	三・四
5、國庫支出金	一、一三、〇八九、三〇〇	四・八
6、寄附金	三、三六、〇二五、四〇〇	〇・九
7、繰入金	四、〇〇〇	〇・三
8、繰越金	六、四八、三九八	〇・三
9、雜收入	七、六五、〇九八	三・〇
10、縣債	四一、四三、〇〇〇	一八九
歲人合計	二、四〇、九六、〇〇〇	一〇〇・〇
6、社會及び勞働施設費	七、〇四、〇三三	二・九
7、保健衛生費	三三、〇七、三九七	一・三
8、産業經濟費	四三、四四、三九三	一七・〇
9、財產費	三、一三、〇〇〇	〇・一
10、統計調査費	一六、五七、六三六	〇・七
11、選舉費	一、二四、八〇〇	〇・一
12、公債費	五九、四七、七四四	二・四
13、諸支出金	四、五七、八三三	一・七
14、豫備費	一〇〇,〇〇〇	—
歲出合計	二、四〇、九六、〇〇〇	一〇〇・〇

表の說明

(1) 9の雜收入は他の科目に入らない納付金、償還金、生産物收入、物品賣拂代、繰替金等を計上して居ります

表の說明

(1) 費目は豫算の使い方によつて十四種類に分けて定めるが2縣廳費には主として職員給與費及需要費等であり13諸支出金には12までの費目に入らない徵稅費、地方振興費、縣政企劃調査費、公報活動費、渉外費、特別會計繰入金、實くは發行費等を計上して居ります。

2、昭和二十四年度當初豫算費目別財源表

科 目	豫算高	同 上 特 定 財 源				其 他	純 差 引	純 縣 費	純 縣 費 率
		補國助庫	寄附金	使用料	生 産 財 源				
1、議 會 費	一七、〇九七、八六九	—	—	—	—	—	一七、〇九七、八六九	二・六	
2、縣 廳 費	二二三、九三三、九四九、一八	—	—	—	—	—	二二三、九三三、九四九、一八	二・二	
3、警 察 消 防 費	三、二五九、二四二	—	—	—	—	—	三、二五九、二四二	〇・五	
4、土 木 費	九六、六六二、七〇五、三八七、二四	—	—	—	—	—	九六、六六二、七〇五、三八七、二四	二・四	
5、教 育 費	五九七、一五二、四三三、〇、七六九、四二	—	—	—	—	—	五九七、一五二、四三三、〇、七六九、四二	四七・六	
6、社會及勞働施設費	七〇、一四〇、〇三三、九八、四九五	—	—	—	—	—	七〇、一四〇、〇三三、九八、四九五	三・〇	
7、保健衛生費	三三、〇七三、三九七、一〇、六六九、四八二	—	—	—	—	—	三三、〇七三、三九七、一〇、六六九、四八二	一・六	
8、産業經濟費	四三、四四、九三三、四〇、九九七、〇二二、六六、〇五三、三三、四、五四〇、四三、二、八九、四〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	四三、四四、九三三、四〇、九九七、〇二二、六六、〇五三、三三、四、五四〇、四三、二、八九、四〇、〇〇〇	七・三	
9、財 產 費	三、一三三、〇〇〇	—	—	—	—	—	三、一三三、〇〇〇	〇・五	
10、統計調査費	一六、五七、六三六	—	—	—	—	—	一六、五七、六三六	—	
11、選 舉 費	一、二五四、八〇〇	—	—	—	—	—	一、二五四、八〇〇	—	
12、公 債 費	五九、四七、七四四	—	—	—	—	—	五九、四七、七四四	—	
13、諸 支 出 金	四、五七、八三三	—	—	—	—	—	四、五七、八三三	—	

00512

14、豫備費	100,000							100,000	
合 計	三,四〇九,六〇〇	一,一三三,〇八九,三〇〇	三,三六〇,二五四	三,一八〇,六八三	三,七五四,四四六	四,〇〇〇,五五七	八,六七六,六四七	一〇〇,〇〇〇	

表の説明

(1) 同上特定財源とは歳出の各費目に關連する諸収入であつて、この内その他の欄に掲げてあるものは繰替金、恩給納付金道路損傷擔金、償還金等であります。

(2) 差引純縣費とは獨立税、目的税、配付税であります。

(注) 追加豫算について

當初豫算の編成方針において、申述べました様に追加豫算は極力抑制する方針でありましたが當初豫算編成後、國庫補助の追加交付によるもの、災害復舊費に關するもの、その他緊急施行を要するもの等の追加更正豫算がありまして、九月末日現在の豫算現在額は次表の通り二十四億七千三百三十七萬餘圓となつて居り當初豫算に比較して四千四十一萬餘圓の増加を來して居ります

00513

昭和二十四年度現計豫算額調

歳入

科 目	當 初 豫 算	同 上 割 合	六 月 臨 時 縣 會 追 加 額	七 月 定 例 縣 會 追 加 額	八 月 臨 時 縣 會 追 加 額	現 計 豫 算 額	同 上 割 合
縣 獨 立 稅	六六〇,四七〇	二七・四		三,〇〇,九一〇	五五,〇〇〇	六九六,三八七	二七・二
地方配付稅	三五九,〇三四	一四・八		三,〇〇,九一〇	八,一九七	三五九,〇三四	一四・五
公企業及び財産收入	四,七二,九五	〇・二			二,〇七,八〇〇	四,六九〇,七八	〇・二
分擔金及び負擔金	一,九七,八〇三	〇		五〇,〇〇〇		二,〇二七,八〇三	〇・一
使用料及び手数料	八三,一〇,六六	三・四		一,六四三,四〇〇	一,二七,六八八	八三,六四五,一六〇	三・四
國庫支出金	一一三,〇八九	四・八		一七,〇四,四一八	△ 二,八九,〇四二	一三〇,九四一,六〇	四・六
寄附金	二二,三〇,二三四	〇・九	八,〇〇〇,〇〇〇	二六,二二〇		二九,六四三,四五四	一・二
繰入金	四〇,〇〇〇	〇				四〇,〇〇〇	〇
繰越金	六,四四六,三九八	〇・三		二六五,〇〇〇		六,七一一,三九八	〇・三
雜收入	七,一六五,〇九八	〇・三		三五八,七五四	四,四三三	七,五六七,二六六	〇・三
縣債	四九,〇〇〇,〇〇〇	一九・〇		二,五八〇,〇〇〇		四九,〇〇〇,〇〇〇	一九・二
合 計	二,四〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	八,〇〇〇,〇〇〇	三五,二七五,六九二	△ 二,八三,四二二	二,四七,三七二,二八〇	一〇〇・〇

00514

科 目	歳 出		會 計		現計豫算額	割合
	當 初 豫 算 額	同 上 割 合	六 月 臨 時 縣 會 追 加 額	七 月 定 例 縣 會 追 加 額		
議 會 費	一七,〇九七,八六九	〇・七			一七,一七〇,八六九	〇・七
縣 廳 費	二三,九三三,九四	八・八			二〇,九三三,七三	八・五
警 察 費	三,二五九,二四三	〇・二			三,四九,二四	〇・二
土 木 費	九六,六二七,七〇	三九・六			六六,六九六,〇二	三九・九
教 育 費	五九七,一五二,四三	二四・六	八,〇〇〇,〇〇〇		六〇五,一五二,四三	二四・五
社 會 及 び 勞 働 施 設 費	七〇,一四五,〇三二	二・九			七三,三五九,〇九	三・〇
保 健 衛 生 費	三二,〇七三,三九七	一・三			三三,〇八二,五五	一・四
産 業 經 濟 費	四三,四四三,三九三	一七・〇			四一,八五六,六九三	一六・九
財 産 費	三,一三三,〇〇〇	〇・一			三,一三三,〇〇〇	〇・一
統 計 調 査 費	一六,五六七,六六	〇・七			一六,八九〇,八二	〇・七
選 舉 費	一,一五四,八〇〇	〇			一,八八五,七六九	〇・一
公 債 費	五九,四七七,七四	二・五			五九,四七七,七四	二・四
諸 支 出 金	四,一七五,八三三	一・七			四,一九七,〇三	一・七
備 費	一〇〇,〇〇〇	〇			一〇〇,〇〇〇	〇
合 計	二,四三〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	八,〇〇〇,〇〇〇	三五,一七五,六九	二,四八三,一四三,二四七,三三二,一八〇	一〇〇・〇

00515

合 計	二,四三〇,九六〇,〇〇〇	一〇〇・〇	八,〇〇〇,〇〇〇	三五,一七五,六九	二,四八三,一四三,二四七,三三二,一八〇	一〇〇・〇
-----	---------------	-------	-----------	-----------	-----------------------	-------

次に今期において縣財政上重要な問題でありました職員の整理につきまして一言説明いたします。

政府におきましては經濟九原則の要請に即應いたしました職員の整理を実施したのでありますが、地方公共団体に關しても右の措置に對應致しまして、既に二回に亘つて「地方公共団体の行う機構の刷新及び人員整理に關する」閣議決定をされ、これに基きまして、地方自治行政の総合的且つ能率的な運営と地方財政の健全化に資するたために地方においても、人員の整理を自主的に實情に即して實施いたし、經濟安定の國家的要請に積極的に協力するよう強く要請されておるのであります。

本縣といたしましては、この問題は重要な問題でありますので、慎重に検討を重ね、去る八月の縣會において、これに關する職員定數條例及び豫算更正の措置を執つたのでありまして、その内容について次に申し上げます。

政府においては、大體人員整理率を、原則として縣職員については、昭和二十四年三月一日の豫算定數に對し、非現業三割、現業二割としておりますので、この方針により事務の性質及び財源關係等を充分考慮して、本縣の實情に即するように決定したのであります。

この結果は次表の通りでありまして、これによりまして、本年度は豫算において一千百三十七萬餘圓減額となり、來年度以降は二千二百七十四萬餘圓の職員費の減額となるのであります。

この内職員の減員に伴い國庫補助金等の減額もありますので本年度の純縣費負擔額の減少は六百八十七萬餘圓となります。

00516

職員新定数表		一般職員	教育委員 會職員	その他	計
(イ)	昭和二十三年度豫算定員數 (昭和二四、三、一現在)	三、一六〇人	一、一三一人	四、二九一人	三、三六七
(ロ)	昭和二十四年度豫算計上定員數	二、七五九	一、一三一人	四、二九一人	二、九六六
(ハ)	新定員數	二、四〇〇	一、四一一人	一、〇〇〇	二、六六一
(ニ)	差引 昭和三十二年豫算定員に 對する新定員の職員數	七〇〇	三三	△	七三三
(ヘ)	減員數 昭和三十四年度豫算定員に 對する新定員の減員數	三九	二	一	三〇

(3) 今後の縣財政の見透しについて

本年度上半期における縣財政の實情は上述の通りであります。但し今後下半期においては、小學校及び中學校の教員に對する國庫補助定員の減員に伴う措置費、寒冷地手当所要額、退職手当、生活保護費等の義務的經費、その他緊急施行を要する追加經費を要する見込であります。一方歳入面においては經濟九原則による起債抑制の結果豫定して居りました起債が約九千二百五十二萬圓歳入不足となりますので、地方配付税の増額を以てしても尙相當の不足は避け難い實情にありますが、今後の追加豫算の抑制、起債事業費の再検討、及び前年度繰越金の充當等の措置によりまして本年度の縣財政は均衡を保持し得るものと考えて居ります。

九、八七四千圓
七、八〇〇
一八、九〇〇
四五、〇〇〇
八一、五七四千圓

00517

三、昭和二十四年度收入支出の状況

終戦以來昂進の一途を辿つてゐた悪性インフレも諸施策の遂行による生産指數の漸昂と通貨膨張の鈍化によつて、經濟事情も一応安定化の方向にむかいつゝあるのであります。其の反面國民經濟力の低下は租税を初め、各種財源の收入に支障を來し従つて、本縣豫算の執行も時により、不円滑になり勝であつたのであります。其の收入支出の状況については終戦以來、異年の收支の状況に比べて余程安定しつゝあることを感ずるのであります。

先ず一般會計の收入狀況は歳入予算額式拾四億七千壹百參拾七万式千貳百八拾円に對し、現在迄の收入済額は七億九千參百貳万八千壹百七拾參円でありまして予算額に對する收入比率は約三二%となり昨年同期の二八%に比較し稍々上昇を示してあり事業の進捗狀況に對比して比較的順調であります。然しながら予算額の約四五%を占める國庫支出金の交付が遅れ勝であつて今期に於て、二七%の收入を見てゐる現狀にありますが、これは窮乏財政にあえぐ本縣としては財政資金の運用上重大なる關心をもたなければならぬのであります。

縣税につきましては予算額の四七%を徴收しており大体良好であります。但し内容が個々について見ますとき縣獨自の財源である獨立税は二〇%、目的税は〇、六%を徴收したに過ぎない実狀であつて、配付税に於て七八%の交付があつた爲漸く上述の様な縣税の徴收比率を保つてゐるのであります。この原因は獨立税の大半を占める縣民税、事業税の賦課期日が九月以降となつてゐる爲であつて十月以降に於ては充分徴收出来る見込であります。縣債につきましては起債の承認が未確定の事情にあつて借入れが遅れており使用料及手数料等においても大部分の收入時期が十月以降になる關係で現在では約平均三〇%程度の收入をしてゐる現狀であつて、昨年度に於ける同期

00518

の収入歩合二五%に比較し五%程度上廻るものであります。
 次に支出の状況について述べますと歳出予算額式拾四億七千七百参拾七万式千式百八拾円に対し支出済額は約二八%の六億八千九百貳拾四万六千参百四拾六円であつて昨年度の二五%に比較すれば幾分よくなつてゐるのであります。但其の内容の約六〇%は人件費、物件費等の義務的経費であります。今後事業の進捗に伴ひ支出を要するのであります。尙年度初期に於ては収入が極めて僅少であるのに反し支出は人件費其の他義務的経費が相当額に達するので止むを得ず参千万円の一時借入をなし、当面の支拂に支障のないようしたのであります。其の後配付税の交付を受けたので六月中旬に至り全額償還致しまして現在では一時借入金は致しておらないのであります。
 以上を以て収入支出の状況を略述致しました。今後予算の執行に当りましては常に經濟安定九原則の精神に則り極力支出の節減と収入の確保に努力し以て健全財政の確立に万全を期する考へております。

00519

一般会計収入の状況 (二四、九、三〇現在)

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予算額に対する 収入済額の比率	備 考
縣 獨 立 税	六、九、六、三、三、七	三、七、一、八、三、七	三、三、四、四、六、六	四七	
目 的 税	三、三、七、一、四	三、三、九、一、六、七	二、七、九、八、四、五	一〇	
地 方 配 付 税	五、三、八、三、六	三、〇、一、三、三	五、三、六、一、八、四	〇、六	
公 營 企 業 及 財 産 收 入	三、〇、五、八、九、〇	二、四、二、二、〇、〇	六、三、三、六、九、〇	七、九	
分 担 金 及 負 担 金	四、六、〇、〇、七、八	一、二、六、〇、〇	四、三、三、四、〇、八	二、七	
使 用 料 及 手 数 料	二、一、〇、七、八、三	〇	二、一、〇、七、八、三	〇	
國 庫 支 出 金	八、三、六、四、一、二、〇	三、三、四、二、〇、〇	五、〇、二、二、一、一、〇	三、九	
寄 附 金	一、一、七、七、九、四、六、〇	三、〇、九、七、三、三、三	八、六、八、〇、六、一、三	二、六	
繰 入 金	二、九、四、三、四、四	五、九、一、七、一	二、九、〇、六、四、二、三	二	
繰 入 債	〇、〇、〇、〇、〇	〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇	
縣 越 債	四、〇、〇、〇、〇、〇	一、四、四、二、八、八、四	五、五、五、七、四、三、九	三、六	
繰 入 合 計	二、四、七、三、七、三、〇	七、九、三、〇、一、六、七、三	一、六、七、八、三、四、一、七	三、二	

一般会計支出の状況

(二四、九、三〇現在)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	予 算 額 に 対 する 支 出 済 額 の 比 率	備 考
議 会 費	一七、一三〇、六六九	七、三三三、六六六	九、九四、二五三	四二%	
縣 庁 費	三〇九、三三二、七六三	九七、七九七、七六六	一〇九、五四三、〇四七	四四%	
警 察 消 防 費	三、四九九、二四三	一、四三四、一三二	二、〇五五、一一一	四一%	
土 木 費	九六六、六九七、〇二一	二四、七〇〇、三三八	八六三、三九七、七三三	二五%	
教 育 費	六〇五、一五三、四四三	二六三、四八八、四八八	三四一、七六三、九七五	四三%	
社 会 及 勞 働 施 設 費	七三、五五九、五〇九	一九、一五三、一九六	五四、四〇六、三一一	二六%	
保 健 衛 生 費	三四、〇八二、五五〇	一〇、一八九、七六四	二三、八九三、七八〇	三〇%	
産 業 經 済 費	四八、五九六、六三三	八五、二六五、六三三	三三、三三一、〇七〇	一七%	
財 産 費	三、一三三、〇〇〇	一、〇四一、七二八	二、〇九一、二七二	三三%	
統 計 調 査 費	一六、八七九、〇八二	五、八八一、五三〇	一〇、九八七、五五二	三四%	
選 挙 費	一、八五五、七九七	七二〇、八九〇	一、一三四、八〇九	三九%	
公 債 費	五九、四四七、七二四	五八、一〇三、三六六	一、三四四、三五八	九七%	
諸 支 出 金	四二、七二七、〇三三	一三、八三三、一〇〇	二九、八九三、九三三	三二%	
備 費	一〇〇,〇〇〇	〇	一〇〇,〇〇〇	〇%	

縣 税 に つ い て

縣財政の急激な膨張に伴いまして縣稅予算額も昭和二十三年度の二億八拾四万余円に対して二十四年度は約一、八倍の三億五千九百三万余円というように著しく増加して來ました。

この縣稅の收入狀況については別表の通りであります。尚本年度に於ては前年度九月末日現在の徴收成績よりは若干上廻つて居りますが必ずしも良好と云へない実情にあります。

健全財政維持のため納稅に縣民各位の一層の御理解と御協力を御願ひ致したいと思ふ次第であります。

歳 出 合 計

二、四七、三三〇、三三〇

六九、二四六、四六六

一、七八、一八三、八六四

二六

昭和二十三年 度 縣 稅 徵 收 狀 況

稅 目	調 定 額	收 入 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 濟 額	收 入 步 合
縣 民 稅	七,〇三三,二七六,六六	七,五二八,三三三,七四	一三,三六一,五五	一,九三〇,三九九,五七	九七,四三
地 屋 稅	一四,五七〇,〇六六,三三	一四,四七一,二六六,七六	一三三,〇〇	一,五七〇,〇四六	九八,二〇
家 業 稅	二,五五四,七二八,〇〇	二,三,四四六,八〇三,三〇	一,〇〇四,九二〇	一,四八八,六八〇	九八,八二
事 業 稅	六,四四九,二四三,一五	五,八六三,〇三三,五〇	五,〇三七,七〇	二,九〇〇,八九九,九三	九三,三三
特 別 所 得 稅	一,三〇三,〇三三,〇〇	一,二五二,三三四,〇〇		九,七九,〇〇	九八,二五
鑛 產 稅	九四,九三三,〇〇	九四,九三三,〇〇			一〇〇,〇〇
入 場 稅	一五,四四八,二二三,七二	一五,三三三,三三〇,九三	四,三三九,〇〇	九,〇〇,〇〇	九八,四四
酒 消 費 稅	四,六四四,〇〇一,四六	四,六四三,〇〇三,六三		二,一五七,〇三	九九,五三
電 氣 稅	六,八〇五,五三三,〇九	六,八〇四,二七八,四三	四六,〇	三,八六七,五	九九,九三
鑛 區 稅	六,七,四〇〇,〇六	二,二二七,三三,六〇	五,〇七,〇七	五三,九七七,七	三,五九
船 舶 稅	一六九,五二一,四〇	一,九〇七,六九		一八,〇二,五	九〇,〇七
自 動 車 稅	七,三三三,三三三,四〇	六,六二五,〇三三,〇〇	〇,〇〇〇,〇〇	二,九四,五三三,四〇	九三,六二
軌 道 稅	七,一〇〇,〇〇	七,一〇〇,〇〇			一〇〇,〇〇
電 柱 稅	一,三三三,一三三,〇〇	一,三三三,一三三,〇〇			一〇〇,〇〇

警 告 加 入 權 稅	三,八五五,一三六,三六	三,七七七,七三三,二八	七,五〇,〇〇	八,六六四,六一〇	九七,七〇
不 動 產 取 得 稅	九,八〇七,四九一,八〇	九,五三〇,〇三三,二三	四二,二五〇	二,五六,五七七,〇五	九七,三三
木 材 取 引 稅	七,三三九,八八六,五二	七,二四四,七三〇,四三	七六,〇〇	一,一六,三三九,〇八	九六,三六
漁 業 權 稅	五,〇二七,〇五	五,〇二七,〇五			一〇〇,〇〇
狩 獵 者 稅	一,四六〇,四六六,五〇	一,四六六,九三三,五〇		三,五〇,〇〇	九九,七六
遊 興 飲 食 稅	五,九六九,九八,〇〇	五,九六九,四二二,〇〇		五〇,四九六,〇〇	九九,六六
入 湯 稅	四六三,五七一,五〇	四六三,五七一,五〇			一〇〇,〇〇
ミ シ ン 稅	一,四九,七九,〇〇	一,四〇七,三三三,〇〇		一,二,四七,〇〇	九九,一三
庭 園 稅	六八八,九〇〇,〇〇	六八六,〇〇〇,〇〇		二,二九五,〇〇	九九,六三
都 市 計 画 稅 專 業 稅 割	一,三〇一,七〇〇,三三	一,三三三,二二二,〇〇	一,〇八七,九〇	六,九〇,三三三	九九,六六
合 計	二,三三三,九二一,三三三,三三	三,三九一,八四四,四三三	一,三三,三三三,〇〇	六,五八三,七三三,一〇	九七,一三

00524

昭和二十四年度縣稅徵收狀況調 (昭和二十四、九、三〇現在)				
稅目	調定額	收入済額	未納額	收入歩合
	円	円	円	%
縣民稅	一四、六三三、二五	一、七三三、三八	一三、四九八、八七	八〇
地租	二七、三六八、八六	三〇、八八五、七六	六、五八、二六三	七六、一
家屋稅	一八、一〇七、八四	一四、三五四、〇四	三、七五三、一三〇	七九、三
事業稅	六七、五三三、六五	二、六七一、七五五	六四、八七一、八八〇	三、九
特別所得稅	二、一八八、七五三	六四、一〇三	二、一二四、六五〇	二、九
鑛產稅	七三、七五八	三、四、七〇八	三九、一八〇	四、〇
入場稅	一四、六三〇、八五四	九、八四六、三七	四、七八四、五〇七	六七、二
酒消費稅	四、九七五、九四三	四〇、四三三、〇九八	九三三、八四三	八、二
電氣ガス稅	五、二七五、五八	五、二四三、二四二	三三、二七七	九八、三
鑛區稅	五三三、九七八	八、五九九	五三三、三七九	一、六
船舶稅	一四二、四七	五、六二六	六六、二六	三、九、四
自動車稅	四、五三三、〇三三	二、二二八、五〇四	二、三〇四、五二九	四九、一
道稅	六三、二二五	三、五三九	三、六九六	六、五
備考				前年同期に於ける收入歩合
				本年より二期徵收としたため
				一二月調定
				追徴を九月に賦課したため
				追徴を九月に賦課したため

00525

電 話 稅	三、八九五、六三八	三、二五三、五〇五	六四三、一三三	八三、四	三三、二	
電 柱 稅	一、三六八、一五九	一、三九八、二五七	一八、八六三	九八、六	三七、六	
不 動 產 取 得 稅	八、七四〇、三四三	三、三六七、二九六	五、三三三、〇四七	三八、七	四九、〇	
木 材 引 取 稅	三、〇九四、九三〇	一、〇〇五、四七一	二、〇八九、四七九	三三、四	三三、五	
漁 業 權 稅	五八、六六〇	四六、〇六五	一一、五九五	七六、五	八〇、三	
狩 獵 者 稅	三、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	三三、二	二二、六	
遊 興 飲 食 稅	四、六〇三、七六六	三、一二三、七七九	一、四八一、一三七	六七、八	五七、〇	
入 湯 稅	二、五八、三三七	二、一九、一六三	三、九、一九四	八四、八	九六、七	
ミ シ ン 稅	一、五三七、五〇〇	一、三三九、五二六	二〇七、九八四	八六、四	一	前年度は一〇月調定
庭 園 稅	六、八、七〇〇	四、六、七七一	一、三三〇、二四	七九、〇	一	同
都市計画稅事業稅制	一四三、六三三	一〇、一三三	一三三、五〇〇	三〇、九	二五、四	
水利地益稅						二十四年度より
縣 稅 合 計	一八四、三三七、七三六	七四、八三〇、〇三三	一〇九、五〇七、六六六	四〇、五八	三四、六	

00526

特別會計收入の状況

(二四、九、三〇現在)

會計名	予算額	収入済額	収入未済額	予算額に對する収入済額の比率	備考
災害救助基金	一、五七、七四	一、五八、七九	△七〇、〇四	一〇三%	
男女青少年團休事業獎勵資金	三、六五五	一、五三二	二、一〇四	四一	
教育資金	一三、四〇〇	一七、四八八	△四、〇七八	一三〇	
就學獎勵資金	三三、一四〇	一一、九七七	二一、一六三	三六	
學生徒獎勵資金	三〇七	四九四	△一八七	一六〇	
縣立実業学校実習費	一、九六、三三	三六九、一八〇	一、六四、一五三	一八四	
印刷事業費	五、九四八、〇三	二、〇三二、八二六	三、九一五、二〇四	三三	
自作農創設維持獎勵資金	四、一九八	三七、四四四	一、四、三三二	六五	
畜牛増殖獎勵事業費	一、六八、〇〇一	四七、三七七	一、二〇、三三〇	二八	
無畜農家解消事業費	二、一七〇、三二六	六四、〇〇五	一、五二六、三二一	二九	
縣立中央病院事業費	三三、〇〇、八三三	六、四九五、一九六	二六、五〇三、六三七	一九	
競馬事業費	三、一八、〇〇〇	二、〇九、五九九	一、〇八、四〇一	六五	

00527

特別會計支出の状況

(昭和二四、九、三〇現在)

會計名	予算額	支出済額	支出未済額	予算額に對する支出済額の比率	備考
災害救助基金	一、五七、七四	四六六、六四	一、〇九三、〇三〇	三〇%	
男女青少年團休事業獎勵資金	三、六五五	〇	三、六五五	〇	
教育資金	一三、四〇〇	〇	一三、四〇〇	〇	
就學獎勵資金	三三、一四〇	〇	三三、一四〇	〇	
學生徒獎勵資金	三〇七	〇	三〇七	〇	
縣立実業学校実習費	一、九六、三三	三三六、七〇〇	一、六二六、六三三	一七	
印刷事業費	五、九四八、〇三	一一、八七六、九四八	四、〇七二、〇八五	三三	
自作農創設維持獎勵資金	四、一九八	〇	四、一九八	〇	
畜牛増殖獎勵事業費	一、六八、〇〇一	四六六、五八四	一、二一三、四一七	二八	
無畜農家解消事業費	二、一七〇、三二六	五八三、二二六	一、五八七、〇〇〇	二七	
縣立中央病院事業費	三三、一五〇、八三三	五、八七六、一五八	二七、二七四、六七五	一八	
競馬事業費	三、一八、〇〇〇	二、三三三、二五五	八二七、七四五	七三	

白田商

四、昭和二十三年歳入歳出決算について

1. 一般會計

昭和二十三年度における歳入歳出豫算額は二十三億四千九百餘萬圓でこれに對する決算額は歳入において十五億七千八百餘萬圓（豫算額に對して六七％）歳出において十四億六千三百餘萬圓（豫算額に對して六二％）となり差引一億一千六百餘萬圓は翌年度に剩餘金として繰越となつております。

剰余金の内翌年年度へ繰越された事業者の財源にして充當する六百四拾萬餘圓を差引致しますと純繰越金は壹億壹千貳拾貳萬餘圓であります。

先ず歳入についてみますれば豫算額に比較して約七億七千百萬圓の減収となつておりますがこれを内容についてその増減の主なものの説明致しますと、

縣稅では二千八百餘萬圓の増収となつており、これは經濟情勢の變動による事業稅、入場稅、不動産取得稅等の自然増収と鋭意滞納の整理に努めた結果によるものであります。

國庫支出金は四億九千九百餘萬圓の減収となつておりますがその主なものは義務教育費下渡金二千七百餘萬圓これは實際の支出額に對して一定率により交付されるいわゆる精算補助であつて缺員の不補充、俸給再計算による切下げ等により豫算額通りの支出を必要としなかつたためであります。

厚生費補助一千四百餘萬圓これは當初生業資金貸付目標額を二千萬圓豫定していた處一千二百餘萬圓減額となつたのとその他國家豫算の都合により一部減額されたためであります。

土木費補助四億二千八百餘萬圓及び農業土木費補助二千二百餘萬圓は災害土木復舊費、米川堰堤改良事業、大口

堰用水改良事業及中海干拓等の翌年度への事業繰越に伴つて財源である補助金の交付が翌年度に繰越となつたためであります。

公企業及財産収入は約一百八十萬圓増收となっておりますがこれは元商工獎勵館跡地を鳥取檢察廳敷地として拂下げた収入百五十五萬圓その他運用金利子の増收によるものであります。

分担金及負担金は四百九十餘萬圓の減收となつておりますがこれは前にも述べました通り米川堰堤改良事業及大口堰用水改良事業が翌年度に繰越となつたためこれに伴つて地元負担金が減少したためであります。

寄附金は四百六十餘萬圓の減收となっておりますが主なものは農業土木費寄附中當初中海干拓事業地元寄附金を三百萬圓豫定致しておりました處年度中途より全額補助事業となり全然寄附の必要がなくなつたためであります。

縣債の借入れについても國庫補助の變更に伴ひ各種事業の繰越及び變更等に伴つて二億七千七百餘萬圓の借入不用額を生じました。

雜収入は一千三百餘萬圓の減收となつておりますがこれは生産物賣拂代において各種試験設備の竣工遅延及諸原料の不足による生産不振並びに育苗生糸代金等の單價暴落に基因して減收となつたのとその他各種資材の斡旋及市町村等の藥品費の立替金において豫定通り立替を要しなかつた等によるものであります。

尚その他の諸収入におきましても多少増減はありましたが何れも豫算額の九九%程度の収入を確保致しております。

次に歳出について述べますと御承知の如く昨年度は異常に經濟事情の變動した年でありまして特に年度末期に至り經濟安定九原則の實施による各種事業に對する補助の打切り減額等の爲縣財政も一段と急迫の度を加えてきた

のであります従つて豫算の執行におきましては慎重に慎重を期して「收支の均衡」と「支出の緊縮」に種々苦慮を重ね萬一の歳入缺陷に備えると共に常に事業の進捗に支障を來さぬよう措置することに努めたのであります。決算の結果これを豫算額に比較致しますと、八億八千七百餘萬圓の不用額を生じておりますがこの内豫算額の二八%に相當する七億餘萬圓は災害土木事業及農業土木事業等の事業繰越に伴つて翌年度に繰越致しておりますから實際の不用額は一億八千六百餘萬圓になります。

その主なものを内容について説明致しますと、

諸支出金の七千六百餘萬圓、これは一般職員及小學校、中學校、高等學校等の職員給與改善費において充員の遅延又は給與ベースの改訂、職員間の給與の調整等累次に亘つて改訂があり不安定な状態にあつたため豫算額に若干の開きがありましたのとその他國庫補助金の減額經費の天引節約等によるものであります。

土木費一千二百餘萬圓、農地費三千五百餘萬圓、産業經濟費一千二百餘萬圓等は何れも國庫補助金の減額に伴つて各種事業の打切り縮少又は事業の移管等によるものであります。

社會及労働施設費二千二百餘萬圓は歳入において述べました如く生産資金貸付目標額が當初豫定していた額より一千二百餘萬圓減額となりましたのとその他事業の縮少及び變更等によるものであります。

保健衛生費一千餘萬圓は傳染病豫防費及結核豫防費等の國庫補助金が精算補助であるため一部年度内に未交付となりその他の事業につきましても國庫補助金等の減額によるものであります。

以上は主なるものを説明したのであります。その他のものにつきましてもそれ／＼若干の不用額を生じておりますが總べて収入状況を考慮し尙且極力經費の節約に努めたためであります。

2. 特別會計

各種特別會計について述べますと歳入合計は一千八百五萬餘圓(豫算額に對して八九%)歳出合計は一千六百六十三萬餘圓(豫算額に對して八二%)となり差引翌年度に剩餘金として繰越する額は百四十一萬餘圓となつておりますがこれは各會計に亘つて獨立採算制を堅持し豫算の執行に當つては「收支の均衡」と「支出の緊縮」に特に意を注いだためであります。

昭和二十三年度一般會計歳入歳出決算
歳入

科 目	豫 算 額	決 算 額	豫算額に比較して		備 考
			増	減	
縣 獨 立 稅	五〇七、八五九、九二〇圓	五二六、一九七、四三六、三七七、五四〇圓	〇	〇	一〇五%
地 方 配 付 稅	一〇〇、〇三九、九〇一	三三七、九五五、八〇〇、三七八、七九九	〇	〇	一三四%
公 企 業 及 び 財 產 收 入	七六七、〇〇〇	一、三三三、六二二	〇	〇	一六〇%
分 担 金 及 び 負 担 金	三、二八七、二二一	五、〇〇〇、一七七	〇	〇	一五〇%
使 用 料 及 び 手 數 料	八、四六一、五五〇	三、五二二、二四	〇	〇	四二%
庫 支 出 金	四、八七三、八三八	四、四四四、九三九	〇	〇	九九%
總 計	一、一七三、五三四、三〇〇	六、七三三、六二二、三六	〇	〇	五七%

00532

歳 出

科 目	豫 算 額	決 算 額	不 用 額	豫算額に比較して		備 考
				の 比 率	の 比 率	
寄 附 金	三三、一五一、五七	一八、五〇八、二四九	〇	〇	五七%	
繰 越 入 金	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇	一〇〇%	
繰 越 入 金	三〇、八三五、五〇〇	三〇、八三五、五〇〇	〇	〇	九九%	
繰 越 入 金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇	〇	九九%	
繰 越 入 金	六、七六六、一〇四	四、〇〇〇、五八六	〇	〇	五九%	
繰 越 入 金	四八八、一五〇、〇〇〇	二二〇、六六九、〇〇〇	〇	〇	四四%	
繰 越 入 金	三、三九九、八六八、八六四	一、五七八、九六七、六四三	〇	〇	四七%	
會 議 費	九、六一、七六一圓	九、六三、九三三圓	〇	〇	九九%	
縣 職 員 費	三、四、四九、〇〇三	三、〇、五〇、四八六	〇	〇	八八%	
警 察 費	三、六、一七三、三三三	三、五、三三三、四七七	〇	〇	九九%	
土 木 費	九、九、七四八、三七七	三、〇、九〇、四六六	〇	〇	三〇%	
教 育 費	三、四、三、五五、二〇〇	三、三、一、七四四、二四〇	〇	〇	九九%	
社會 及 勞 働 施 設 費	九、四、九二、七五五	七、二、九六、四四六	〇	〇	七五%	
保 健 衛 生 費	四、三、〇、三三八	三、五、八〇三、八五四	〇	〇	七七%	

歳出合計	豫算額	決算額	増減	豫算額に比較して の決算額 の比率	備考
産業經濟費	三〇四、三〇、九七	一九一、七七、二四七	〇	二二、四三、一三九	九三
農地費	二五、七六、一五	一六、三二、六七	〇	一三、三、八一	七四
地方振興費	五、七九、九一	五、〇五、五四	〇	一八、八三、〇〇〇	九五
都市計畫事業費	五、一六、四五	五、二四、九四	〇	二四、四七	九九
財産費	三、九六、六八	二、九六、〇五〇	〇	五、一、六〇〇	九九
統計調査費	一三、八六、一八七	一三、〇〇、九二	〇	八六、〇、二七六	九九
選舉費	一〇、五六、九一	一〇、〇九、三六五	〇	四七、五、八七六	九五
公債費	七、三九、七二	六、五七、四三	〇	七、七、二、六三八	八九
諸支費	三六五、五九〇、七五四	三八九、一三五、八四七	〇	七六、四、四、九〇七	九
豫備費	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	一〇〇、〇〇〇	〇
歳出合計	二、四九、八八六、八六四	一、四三、三九二、五九九	〇	一、八六、九一、二六四	六三
繼續費繰越額	四六、〇〇〇			七〇、七〇、〇八一	
翌年度へ繰越額					

昭和二十三年度特別會計歳入歳出決算

會計名	豫算額	決算額	増減	豫算額に比較して の決算額 の比率	備考
社會事業特殊資金	一〇、〇三三圓	二、二八八圓	一、二五九圓	〇	一三%

會計名	豫算額	決算額	増減	豫算額に比較して の決算額 の比率	備考
災害救助基金	一、三二、二二三	一、三四、三七	〇	六、八五一	九九
男女青少年團體事業	三、六五五	二、七三	〇	九三	七四
獎勵資金	一三、四〇〇	一三、〇四七	〇	九六、四七	一七一
教育資金	八〇、八六六	八九、六七〇	〇	八、八〇四	一一〇
就學獎勵資金	三〇七	四七	一三〇	〇	一三九
學校生徒獎勵資金	七四〇、五九八	六三三、一七四	〇	一〇八、四三四	八五
縣立實業學校實習費	三、一四、三三	三、七四、七五	六二、四二	〇	一一九
印刷事業費	四、五二五	四、五二六	一	〇	一〇〇
自作農創設維持	一、二九、五〇一	一、一九、五九八	〇	一〇、五、九〇三	九一
畜牛増殖獎勵事業費	六、五六、五五八	六、〇二、一四八	〇	五、四、八、四二〇	九二
無畜農家解消事業費	五八三、六五一	三、三五、七八四	〇	三五、七、八六七	三八
物産斡旋事業費	三、二八、九八〇	三、三五、九七八	〇	二	一〇〇
競馬事業費	三、〇四、四八四	一、四六三、九三〇	〇	一、五八〇、五五四	四八
縣立病院事業費	一〇、一三、〇八三	一八、〇五四、三八三	〇	二、〇七、六、七〇〇	八九
合計					

00535

會計名	豫算額	決算額	不用額	豫算額に對する決算額の比率		備考
				率	額	
社會事業特殊資金	10,033	0	10,033	0	0	
災害救助基金	1,312,333	1,256,698	1,045,555	87		
男女青少年團體事業獎勵資金	3,655	3,193	1,463	60		
教育資金	13,400	7,000	6,400	55		
就學獎勵資金	80,666	78,280	2,696	96		
學校生徒獎勵資金	307	307	0	100		
縣立實業學校實習費	740,598	533,433	207,165	72		
印刷事業費	3,130,333	2,755,336	374,997	87		
自作農創設維持獎勵資金	45,525	18,053	27,472	39		
畜牛増殖獎勵事業費	1,297,501	1,272,551	124,950	98		
無畜農家解消事業費	6,599,558	5,998,336	571,222	91		
物産轉換事業費	583,651	234,033	349,618	38		
競馬事業費	3,385,980	3,250,837	155,143	96		
縣立病院事業費	3,040,488	1,431,400	1,609,088	47		
計	30,136,083	16,637,306	3,498,777	55		

00536

五、シャップ勸告と縣財政について

日本の租税制度に關するシャップ使節團の報告書が九月十五日に發表せられたのでありますが、政府においてはこの勸告に基いて國稅、地方稅を通する大改革を考慮して居るのであります、従つて此の勸告は縣財政上重大なる關係を持ちますのでその概略を御説明致します。

この勸告が税制に關するものであります以上税制の生命である負担の均衡化といふ點が最も大きな狙いであることは、いふまでもないのであります、勸告のうち特に地方財政及び税制に關する限り、地方自治の尊重という考へ方が強く出て居るのであつてこれが勸告の基盤をなしているのであります。

即ち勸告には「われわれの改革案は二つの事實を基礎としている。

第一は地方自治ということは占領軍及び日本政府の窮極の目的の一つとして宣言されている事實である。

第二に現在のところ地方自治は極めて未熟な段階にあり、地方團體の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自治の育成を望むことは極めて困難であるという事實である」と、冒頭に述べてあります、このことは地方財政税制問題を取扱うに當つては單にこれを財政經濟の問題としてではなく地方自治の問題として即ち政治行政の觀點からこれを論じなければならぬということでありまして、この様な趣旨から勸告は地方財政及び税制改正の方針を次の様にとつて居るのであります。

1. 地方の財政力殊に地方税總額を増加する
2. 地方税制の自主性を強化する
3. 地方團體の支出する經費と地方税負担との関連性を強化する

00537

4. 地方税負担を合理化する
 5. 税制を簡易化する
 6. 國費と地方費との相互關係を調整する
 7. 地方財政の調整を強化する
 8. 縣より市町村を自治の主体と考え財源強化もこれに重點をおく
- 以上の方針につきまして若干の説明を行うと共に縣財政に及ぼす影響等について申し述べることといたします。
- 第一に地方財政力の強化であります。これは地方自治の擴充強化のためにはその裏付であります。地方財源の充實は當然のことでありまして報告書はこの點を強調しまして地方財源の總額を七〇〇億圓増額することといたしましたのであります。尙この内四〇〇億圓は市町村について税の増加が見込まれて居ります。
- 第二に地方税制の自主化の問題であります。これにつきましては縣、市町村の税源の分離獨立が勸告されたことでもあります。即ち従來の市町村税は大部分が縣税附加税であつたのであります。この附加税制度が廢止されることにより縣市町村は各々別箇の税目によつて獨立して徵税することとなるのであります。課税の自主決定權をそれぞれ縣、市町村が持つこととなつたのであります。
- 第三に地方団体の經費と地方税との關連性の強化について申し上げます。
- 地方税に必要な性格はその税負担とその團体の行う施設に對する經費の關連性の存するということであり。平たく云へば税はその負担が國民に如實にしかも明確に判るものが良いのであります。そうすれば國民はその負担を痛切に身感じて税負担に關心を持ちこれによつて縣政なり市町行政なりを批判する様になり縣政に對する國民の關與を高め民主政治の發達に好ましいことであると主張して居るのであります。この觀點から地方税は

00538

- 直接税中心となつたのであります。
- 第四に地方税負担の合理化であります。が負担の均衡をとることは税制の生命でありまして勸告も最大の眼目をこゝに置いてるのであります。
- 地方税で四〇〇億圓の増税を勸告して居りますが國税を六〇〇億圓輕減いたしますので國税、地方税を通じて計算いたしますと二〇〇億圓の減税を見込んで居ります。このやうに勸告は國税、地方税の總額においては税の輕減を狙つて居りますが地方税だけを考えれば増税となりしかも直接税中心となりますので地方民にとつては地方税は相當重くなつたという感じを持たれると思ひます。然しながらこのことについては勸告の趣旨であります。地方自治の尊重と云ふ點を充分に御理解をいただきたいと存じます。
- 税負担の合理化については
1. 不動産課税の重課
 2. 事業税の輕減
 3. 住民税の改正
 4. 税目の整理
- 等の諸點が勸告されて居ります。
- 第五に税制の簡易化が計られたことあります。が現在の税目は非常に亂雜であり且つ市町村税は附加税中心であります。のでこれ等の點が改正されることとなり大體に次の様な案が考えられて居ります。

00541

合	計	九	税	目	十一	税	目
---	---	---	---	---	----	---	---

第六は國費と地方費との關係を整理されたことでありますがこれは今回の税制改正の前提であり更にその前提として國と、縣と、市町村間の事務の配分を再編成する必要のあることを強調して居ります
 尙この事務配分は市町村、道府縣、國の順位とすることを報告して居り市町村を行政の基盤として重要視して居るのであります

この事務配分によりまして、これに則應する様に國、縣、市町村の負担關係の調整を行ふべきであると指適し、次の點を云つて居ります。

1. 全額政府負擔の補助金は廢止すること。

この様な事業は國で自らが直接行ふべきであるとして「現行制度では住民はその施策の眞の責任者は一体政府なのか地方團體なのか判らなくなつてしまふ」又「これでは地方團體が政府から不當な十渉を受けることになら」と述べて居ります。

2. 一部負擔金の廢止、災害復舊費の全額を國庫負擔とすること

この理由は行政責任と經費負擔の不明確、國による地方財政への關與、財政力の異なる地方團體間の財源調節の不徹底、災害による地方財政の壓迫等を擧げて居ります

第七は地方財政の調整を強化することであり現行制度では地方財政の調整方法として配付税制度があるのでありますが、この制度では地方財政上必要な額が確保されない、又配分の方式が適當でないという理由でこれに代えて一般平衡交付金制度の創設が考えられたのであります。即ち勸告書の根幹となつて居る二つの意見として最

00542

初に記述いたしました内の、第一點であります「富裕地方と貧困地方間の財政力の均等化」の問題を解決する方策として、この制度を強調して居ります、この交付金の額を一千二百億圓と勸告して居りますが、これは前項で説明致しました様に、國費、地方費負担區分の改正のために相當の國庫負担金が整理されまして、この交付金に吸収されるものもありませんので、これ等の計畫によつて一應定められたのであります。

一般平衡交付金は各府縣市町村の標準財政需要と、課税額とを測定してその差額を補填するために交付されるのであります、これによつて各團體間の行政の質と量及び、税負担の均衡化を計ることを狙つて居るのであります
 第八の市町村を自治の主体として考え、財源強化を市町村に重點をおくという點につきましては、既に記して居るところで盡きて居りますので省略いたします。

以上勸告書の主要なる點につきまして、説明いたしましたがこの勸告書に基いて行はれる税財政制度の改革の内容についてはその確定を待ちまして次回の公表で詳細に御報告いたしますがこの改正の重點が上述の様な諸點にかかれます以上、本縣の様に財政の自主性に乏しく國庫補助金、配付税等、國庫に對する依存性の極度に強い縣といたしましては、縣財政に多大の影響を持つのであります、殊に平衡交付金制度の創設と災害復舊費の全額國庫補助制度の設定などは本縣財政の運営に重要な關係を持つて居りますので、此の問題の推移については、私共といはしましても縣民各位とともに、重大なる關心を持たなければならぬのでありまして災中央に對しても機會ある度に本縣財政の特殊事情を説明し本縣の様な貧困なる團體に適用する様な財政措置が講ぜられる様努力いたして居る次第であります。

鳥取縣公報

六、縣債、一時借入金及び財産の状況について

1. 縣債

縣債の現在額は次の通りであります

縣債 現在 額 自二四、四月間増減額 二四、九、三〇現在

費 途	現 在 額	自二四、四月間増減額		縣債現在額	備 考
		借入額	償還額		
教 育 費	二〇九、七〇七	三、三〇〇,〇〇〇	八三〇,八六六	四、五三〇,八二二	
社 會 及 勞 働 施 設 費	一四、〇〇〇	八八七,〇〇〇	三、八〇〇	九〇一,〇〇〇	
保 健 衛 生 費	三、三三三,八三八	一四、七五〇,〇〇〇	七二、三三八	一七、三九八,五〇〇	
普 通 土 木 費	三三、二六七,二六三	六三、九三九,〇〇〇	三、七二八,一〇九	八三、四八八,一五三	
農 業 土 木 費	四、一三八,九七四	一七、一四六,〇〇〇	一、七六八,九一〇	一九、五〇六,〇〇四	
産 業 經 濟 費	九六七,三九八	四七,〇七二,〇〇〇	四、四九三,五二四	五二,三三〇,四七四	
災 害 復 舊 費	七、四三三,九三〇	四七,二八二,〇〇〇	四、六五七,五六八	一四,〇六八,二三二	
警 察 費	八〇九,一六〇	五、一五〇,〇〇〇	七七八,八五三	五、三〇〇,三〇七	
そ の 他 費	一四、三〇九,三三三	〇	一五、五〇四	三四、三九三,八元	
合 計	一三九、九八〇,〇九三	一九八、六六〇,〇〇〇	一六、九七八,四八三	三二一、六六一,六一〇	

00544

次に本年度の起債は經濟安定九原則の實施により極度に抑制せられまして當初計畫の六四%程度に縮減せられる豫定であります。又本縣財政上より見ましても多額の縣債を持ちますことは將來これが償還のために相當縣財政を壓迫することになりますので健全財政の見地から努めて起債は抑制することとしこの起債の不足額に對しましては受益者からの寄附金の收入或は純縣費の補填等によりまし緊急にして、産業振興上に必要なる災害復舊事業及び公共事業はなるべく實施するべく考究中であります

尙この本年度縣債は目下政府に承認申請中であり又預金部資金の融資が確定致しませんので未だ借入しておらないのであります。

昭和二十四年度縣債豫定額調

(單位千圓)

區分	起債額	本年度實行額	起債承認額(內定)	當初計畫に對する割合	差引承認不足額	備考
一、非公共事業費	五二,三〇〇	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	100%	—	
二、公共事業費	四〇,七一〇	三六,〇一〇	一四,五〇〇	六二	九二,五〇〇	
災害復舊費	三三,三三〇	七,七七〇	五八,〇〇〇	七五	一九,七〇〇	
一般事業費	一六三,三九〇	一八八,三〇〇	八五,五〇〇	五〇	七二,八〇〇	
合計	四七二,〇三〇	一五六,〇一〇	一六三,五〇〇	六四	九二,五〇〇	

00544

一時借入金

本年度の純一時借入金は五月に參千萬圓を約一ヶ月間借入したのみで九月末現在には皆無の状態であります、毎年度當初には多額の一時借入金を要しまして、前年度においては延五回借入れまして九月末借入現在額は壹千八百餘萬圓借入していた状況であります。本年は借入利子も相當多額となりますので効率的な經理の運用によつて抑制に努めた次第であります

昭和二十四年度自四月一時借入金借入状況調

借入金額	借入先	借入期日	償還(豫定)期日	利率	摘要
三〇,〇〇〇,〇〇〇圓	山陰合同銀行	二四、五、一七	一四、六、一四	日歩 二錢八厘	

3. 財産について

本年九月末現在における縣有財産は左記の通りであります。

土地	八七八、六九五坪一	三三一、一七八、九七七圓
建物	四八、九三八坪三四	一九五、七五三、三六〇
立木	六三五、二〇〇石	二六、〇三六、〇〇〇
船舶	一九隻	四、五二〇、五七九
自動車	五〇台	七、三五二、〇〇〇
特別資金等		三、九一〇、八七八
合計		五六八、七五二、七九四

七、むすび

以上縣財政の実情を述べましたが何分縣財政が中央に依存して居りますために、国家の意志によつて財源を左右されることが多いのであります、このことは縣の財政計画樹立の上に障害となつていたのであります。

然し私共は今回のシヤウブ勸告による地方税財政制度の改革に多大の期待を持つのであります、これらの実現により縣財政を確立し、より明るい、希望のある縣政を推し進めまして、縣民各位の福利を増進する、建設的、生産的專業をどし／＼実施いたしたいとの強い念願を持つて居るのであります。

つきましては縣民の皆様も格段の御協力を重ねて御願ひ申上げます。